

1 新庁舎建設の必要性及び検討経緯

(1) 新庁舎建設の必要性 (2) 庁舎建設の検討経緯

1 現庁舎の状況

伊予市の現在の本庁舎は昭和 32 年度に建設され、平成元年度に、一部北側庁舎の増築を行いました。さらに、平成 12~13 年度にかけて、その後の行政需要の増大による狭隘（きょうあい）化や利用者の利便性の向上のため、さらなる増築やエレベーターの設置、及び隣接する市民会館の一部を行政事務所に転用し、現在に至っています。

2 これまでの庁舎整備検討経過

庁舎の建設に当たっては、合併協議により定められた新市建設計画の中で、老朽化の著しい庁舎については、順次検討・整備するとされています。新市発足後に策定した伊予市総合計画においてもこの方針を尊重し、反映しています。総合計画実施計画では、庁舎の建替えを合併特例債活用期限内の平成 25 年度に行う計画とし、平成 19 年度に、市職員で組織する総合計画検討委員会を設置して新庁舎のあり方の検討を進めてきました。しかしながら、この時点では、庁舎の建設場所が特定されていないことから、具体的な計画の検討までには至りませんでした。

そこで、平成 21 年 8 月、市民主体の建設事業検討委員会を設置し、庁舎等主要 5 施設について、具体的な建設場所の審議を行っていただき、審議結果の答申が出されました。この答申を受け、市では新庁舎の位置を現在地とする方針決定をし、平成 22 年 3 月、総合計画実施計画の見直しを行いました。

3 第 1 次伊予市総合計画における位置付け

庁舎建設は、総合計画の主要施策の体系の分類中「行財政改革の推進」に位置付けられており、「老朽化の著しい庁舎については、順次検討・整備」と定めています。

4 新庁舎建設の必要性

昭和 32 年度に建設された現庁舎は、増築・増床を重ねながらも、建設当初からは 50 年以上が経過し、次のような課題を抱えています。

(1)耐震性の不足

「愛媛県地震被害想定調査報告書（平成 14 年 3 月）」に示される調査による想定地震のうち、本市で最も大きな被害が想定されるものは、本市のほぼ中央を横切る伊予断層が活動して発生する地震であり、マグニチュードは 7.1 と予想されています。

本庁舎では、日ごろから市防災行政無線等の通信手段の整備を図り、情報連絡体制の運用管理に努めています。地震や風水害といった災害が発生し、又はそのおそれが生じた時には、直ちに市灾害対策本部を設置し、災害情報等の収集や県灾害対策本部への報告、緊急を要する場合は避難等の指示や応援協力の要請などが行えるよう、体制が整えられます。しかしながら、想定される規模の地震災害が起った場合、本庁舎は倒壊のおそれがあり、市の行政運営や防災・災害復興拠点としての役割は担えない状況となっています。

(2)施設の狭隘化・複雑化

現庁舎は、行政事務の拡大に伴い、庁舎の北側に増築をし、さらには足りない執務スペースを補うために、市民会館の用途を一部変更し、行政事務所として利用しています。この結果、庁舎内の動線は長くなり、特に市民会館にある行政事務所については、初めて訪れる人には分かりにくい配置となっています。

これらの改修後も介護保険制度や国・県からの移管事務による需要の増大、合併による人員の移行などから、執務スペースは狭隘となり、市民の皆さんの利用にご不便をお掛けすることとなっています。

（庁舎配置図）



(伊予市役所本庁舎及び市民会館 2F の現状面積)

	施設区分	床面積 (m ²)
本庁舎	事務室	1,177.5
	倉庫	196.4
	会議室、トイレ、 洗面所、その他	371.6
	玄関、廊下、階段等の通行部分	1,015.9
	議場、委員会室、議員控室	434.8
	小計	3,196.2
市民会館 2 F	事務室	186.0
	倉庫	64.0
	会議室、トイレ、 洗面所、その他	33.0
	玄関、廊下、階段等の通行部分	86.0
	小計	369.0
合計		3,565.2

各施設の面積は、設計図面を基に概算した数値であり、実測に基づいた数値ではありません。

(3)設備の老朽化による維持費用の増大

現庁舎は鉄筋コンクリート造であり、増築した部分を除き、法定耐用年数の 50 年を既に経過しています。今後このまま利用するとしても、修繕費の増大は避けられない状態であり、仮に大規模な修繕や耐震補強を行ったとしても、施設の延命化が図れるものではありません。

また、冷暖房機能など各種設備類も大変古いものを使用しており、非常に不効率な状況となっています。

(4)行政事務所に特化した庁舎

現庁舎は、行政事務や議会活動を行うスペースに特化しており、市民活動の支援や情報共有を行う公共空間がほとんどありません。伊予市総合計画で提唱されている「市民と行政との新しいパートナーシップを構築し、市民が主体となった地域づくりを推進していく」ためにも、市民が政策形成過程に積極的に参加する場を提供し、市民と行政が適切に連携していかなければなりません。

2 新庁舎建設の基本的な考え方

(1) 関連計画との整合性

次に掲げる計画等に盛り込まれている関連施策との整合を図る。

- ①第1次伊予市総合計画
- ②伊予市総合計画実施計画
- ③庁舎等施設の建設及びあり方について（答申）
- ④伊予市庁舎建設検討報告書
- ⑤伊予市防災計画（改定予定）

(2) 基本理念

市民の暮らしを支える拠点、親しまれる庁舎を目指します。

◎ 基本理念の考え方

市役所には、市民に提供する福祉や保健、教育に関するサービスや、水道・道路・住宅といった都市基盤の整備、農林水産業・商工業といった産業の振興に関わる施策、出生、転出入などの手続きを行うといった市民生活に関わる行政事務を行う役割があります。それぞれの事務に応じて必要な機能や重要な情報がたくさんあり、いかなる場合においてもこれらの機能を存続し、情報を保守する義務があります。さらには、地震等の大規模な災害が発生した場合には防災拠点となるため、災害の拡大を防止する活動体制が取れる安全性能基準を満たす必要があります。

また、少子・高齢化の急速な進展、地方分権の推進など、厳しい財政状況の中、市民と行政が対等の立場で相互に補完し合う協働のまちづくりを進めいかなければなりません。身近な課題に対し住民自らが協議し、解決できるような住民自治を確立するために、住民自治組織及び行政の執行機関が連携できるような活動拠点の整備の必要性が求められています。

以上のことから、新庁舎の建設に当たっては、市民の暮らしや情報を守り、市民に安全・安心なサービスが提供できる拠点づくりを目指します。そして、これまでの行政事務や議会活動に特化していた庁舎を再構築するのではなく、住民自治組織・ボランティア・N P O団体といった市民主体の団体や市民が自由に参加、利用ができる、そして情報を取得・発信できる開かれた施設の概念を取り入れ、市民に親しまれる庁舎を目指します。

(3) 基本方針

基本理念の考え方を踏まえて、新庁舎建設の基本方針を次のとおり設定します。

- (1)市民が満足するサービスを提供できる体制とします。
市民が多く利用する窓口を低層部分に集約し、ワンフロアで対応できる体制を整えます。また、案内方法の工夫を行い、相談・手続きに訪れる市民をスムーズに誘導できる仕組みを取り入れます。
- (2)すべての利用者にやさしい施設とします。
誰にでも分かりやすく、移動しやすく、利用しやすい環境（ユニバーサルデザイン）を取り入れ、安全性の高い施設とします。
- (3)市民が交流・活動できる場を整備します。
市民が気軽に利用できるスペースを設け、市民が交流できる場を作るとともに、行政が市民活動を支援する機能を備えた住民活動室を整備します。
- (4)安全・安心な暮らしを支える拠点をつくります。
庁舎の耐震性の確保とともに、防災情報ネットワークや防災無線の管理、緊急時のデータ情報保守が可能な仕組みを整えます。また、プライバシーに配慮した相談室の設置やセキュリティの強化による個人情報の保護など、市民が安心できる環境を整えます。
- (5)環境に配慮した快適な空間を備えます。
省エネルギー対応の機器やシステムの導入、自然エネルギーや自然環境を活用し、ストレスを感じることのない、明るいゆとりのある空間を備えます。
- (6)事務機能の向上を目指した庁舎とします。
窓口対応に当たっては、最も市民に負担の掛からない方策を工夫し、それに見合ったシステムの効率化を進めます。同時に高度情報化に対応できる設備、構造とします。
また、職員の執務環境の向上を図ることにより、事務処理の効率化、市民へのサービス向上につなげます。

3 新庁舎に必要な基本指標に関する考え方

(1) 庁舎の基本指標

1 想定人口

平成 17 年の国勢調査による本市の人口は 39,493 人であり、将来人口の見通しでは、今後も人口の減少が進むと想定されています。しかし、「第 1 次伊予市総合計画」で定めているとおり、今後産業振興や市民サービスの向上、魅力あるまちづくりの推進、定住化対策の強化や就業環境の整備を図ることにより、人口流出を抑制し、平成 26 年度の将来人口を 40,000 人と想定します。

2 想定本庁職員数

新庁舎の規模の算定は、本庁舎に勤務する職員数(嘱託等職員を含む。)を基本とし、必要な機能を考慮し算定するものとします。

(正規職員)

伊予市では、平成 17 年度に策定した第 1 次伊予市定員適正化計画に基づき定員管理を行った結果、平成 22 年 4 月 1 日までに 38 人の削減を行いました。平成 22 年 5 月に第 2 次伊予市定員適正化計画を策定し、引き続き計画的な定員管理を進めることとしています。

平成 26 年度を規模算定の想定年次とすると、平成 22 年の職員数 375 人から 12 人減の 363 人(純減率 3.2%)となります。そのうち本庁舎に勤務する職員数(※ 1)は 180 人になります。

【正規職員数の推移】

各年 4 月 1 日現在 (単位: 人)

区分	本庁職員数	分庁職員数			計
		教育委員会	水道課	その他	
18 年	187	35	12	173	407
22 年	186	30	12	147	375
26 年(想定)	180	29	12	142	363

※ 1 ここで言う本庁舎に勤務する職員数とは、現市役所及び市民会館に配置されている職員を指します。

さらに、今まで分離していた水道部(水道課・下水道課)を庁舎第一別館に、教育委員会事務局(公民館主事を除く。)を新庁舎に統合することにより、各部門の連携を図り、組織強化及び効率化につなげます。この再編により、想定する正規職員数は 191 人となります。

想定年度	本庁正規職員数	分庁職員数		計
		水道部	その他	
26 年	191	23	149	363

(嘱託等職員)

正規職員だけでは業務に支障が生じる場合、長期的あるいは臨時に職員を任用しています。このうち、資格免許等を必要とする業務や定型的な業務に従事している嘱託、臨時、パート職員については、今後も必要と想定されるため、新庁舎完成時においても同数の配置を想定することとします。

のことから、新庁舎の想定職員数は 220 人とします。

想定年度	正規職員数	嘱託等職員数			想定人数
		嘱託職員	臨時職員	パート職員	
26 年	191	23	4	2	220

3 想定議員数

地方自治法第 91 条第 2 項により、人口 5 万人未満の市における議員数は、26 人を超えない範囲において条例で定める。と規定されており、伊予市では、伊予市議会議員定数条例により定められた定数 21 人を想定数とします。

4 庁舎機能に関する考え方

庁舎の機能については、現在の社会的背景や伊予市を取り巻く現状を踏まえた上で、将来を展望し、庁舎の基本的な役割（社会的課題への対応を含む）や、まちづくりへの貢献として期待される役割を確認しながら、その役割を果たすために庁舎に求められる機能を十分に整理しておくことが必要です。

以下の視点から、新庁舎の有すべき機能及び、導入すべき機能について具体的な方針を示します。

(1) 市民の利便性に関する視点

①案内機能 一目的地がわかりやすく迷わないー

- ・来庁した市民等が、スムーズに目的の場所に行くことができるよう、見通しが良く、わかりやすい組織配置にするとともに、入口近くに総合案内を設けます。
- ・総合案内と相談窓口には、高齢者の補助や小さなお子様への配慮とフロア全体の監視の役目を果たすフロアマネージャーの設置を検討します。
- ・視覚的なマーク（ピクトサイン）、音声案内、案内掲示の工夫によるわかりやすい誘導とともに、車椅子使用者を含む身障者や妊産婦、乳幼児連れなど来庁者への配慮が必要です。また、高い自動車依存率に対応できる駐車場整備が望まれます。



②窓口機能 一手続きの円滑化、便利なサービス

- ・各種の申請や届出、証明書の発行など、市民利用の多い窓口部門については、なるべく手間を取らせず、お年寄りや身体の不自由な方などに対してもあまり歩かせないように配慮するなど、できるだけワンフロアに集約することが必要です。



- ・初めての来庁者にも分かりやすく、明快で利便性の高い効率的な接客スペースとゆとりのある待合スペースが求められます。

- ・市民が気軽に立ち寄れる環境・雰囲気づくりに配慮します。

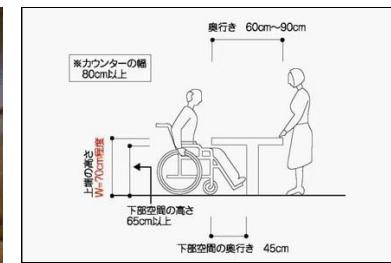
- ・窓口カウンターは、市民と職員が同じ目線で会話できるローカウンターとします。

- ・窓口カウンターではプライバシーに配慮して、視線を遮る衝立を考慮します。

- ・視覚障害者の来庁を検知し、音声による誘導とともに自動的に担当部署へ知らせるシステム導入の検討が必要です。



ゆとりある待合スペース



③相談機能

- ・プライバシー保護に配慮して、パーティションやローブースにより仕切られた相談コーナーや遮音性に配慮した相談室を設置します。
- ・相談室は各部署で共用することも想定し、適切な位置とします。

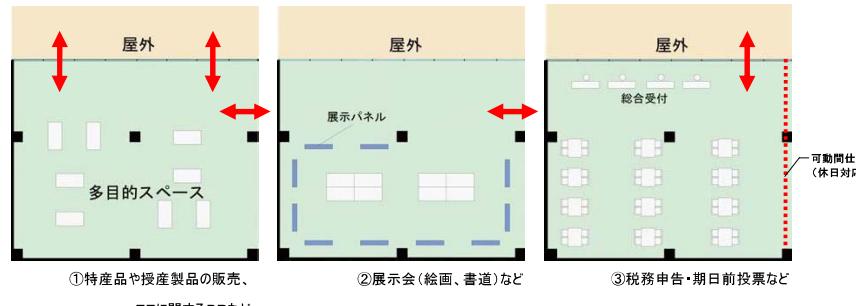
④サービス機能

- ・来庁時やそれ以外の時にも市民が気軽に立ち寄れるよう、談話・休憩スペース、自動販売機、銀行ATMなどの設置を検討します。
- ・夜間や休日の利用にも配慮した空間構成とします。
- ・保護者が安心して利用できるようベビーベッド等を検討します。

(2) 市民協働に関する視点

①市民の交流機能

- 窓口ロビーに隣接して、展示コーナー、情報検索コーナー等の市民交流スペースを設けます。
また期日前投票にも活用できるスペースとします。



- 市民の憩いや交流の場、職員と各種団体等との人的ネットワークやコミュニケーションの形成、あるいは情報交換等の場として、会議室等（住民活動室）の確保について検討する必要があります。

②情報提供機能

- 市民のライフスタイル、価値観が多様化し、行政に対するニーズも多様化・高度化している状況を踏まえ、市民が選べる様々なサービス提供の場を検討する必要があります。
 - 府内で開催する会議やイベントについて、その名称及び会場等を案内することを検討します。
 - 情報検索コーナーや市政・議会情報の提供スペース、イベントやボランティア募集の掲示板などを、市民が利用しやすいエントランスホールに設置を検討します。
 - テレビ、新聞、雑誌、インターネット端末の設置など情報機能の充実により、文書や行政情報などに関する情報を的確かつ容易に得られる総合情報空間の整備を検討します。
 - 特産品や各種作品の展示、求人情報の提供スペースの確保に努めます。

(3) 防災拠点に関する視点

地震や豪雨などの自然災害や危機事象の発生時に、市民の安全・安心を確保するため、機動的に対応できる機能を備えた庁舎が必要です。特に災害時には防災拠点としての役割を十分に果たせる庁舎であることが求められます。

①災害対策本部機能

- 庁舎が防災拠点施設としての機能を十分に果たすためには、耐震性や安全性について高い水準を確保することが重要です。そのため、免震構造の導入など、耐震性能に関して十分に検討する必要があります。
- 迅速かつ的確な意思決定ができるよう災害対策本部機能を同一フロアに集約します。
- 国、県及び関係機関と連携しながら、災害対策本部としての機能を発揮するため災害対策本部となる会議室には、災害時に被災状況の情報収集や情報伝達、各部署への的確な指令を迅速に行うための必要な設備（スクリーン、地図表示機能等）の設置を検討し、防災事務スペース、防災無線室などを近接配置します。
- 災害時の防災拠点施設として、必要充分なスペースを有し機動的に対応できる本部機能とともに、災害に対応した通信機器や非常電源装置等の設備の整備が必要です。

②備蓄機能

- 市内の防災備蓄倉庫等と連携しながら、新庁舎内にも災害対策活動を行うのに必要な資機材等の保管庫を設置します。

③災害対策スペース

- 災害時には新庁舎内に災害対策本部を設置し、災害情報の迅速な収集把握、救援活動や復旧活動の的確な指令、関係機関との連絡調整などが行える防災拠点機能を持つ庁舎とし、日常利用空間が災害対応スペースに迅速に変更可能な計画とします。

④ライフラインの冗長化

- 大地震直後から大きな補修をすることなく使用できる施設とするため、ライフガイドの断絶時にも連続3日間使用可能な自家発電システムの導入や、飲料水の貯水槽の設置、ITシステムや電気設備のバックアップ機能などの整備を検討し、ライフガイド維持を図ります。

⑤独立性の確保【災害時に庁舎機能を確保するための手法】

建築	電力	情報通信	給排水・衛生	空調
<ul style="list-style-type: none"> ・免震構造の採用 ・駐車場を屋外テント設置スペースとして利用 <p>災害活動時には、駐車場を外部からの支援活動の受け入れのための屋外テントの設置スペース、あるいは支援活動用駐車スペースとして利用します。</p> ・防災備蓄倉庫の設置 ・多目的広場の活用 <p>市庁舎前の空地を日常的には市民広場として憩いの場としますが、災害活動時には外部からの支援活動の受け入れのための屋外テント設置、避難活動支援として仮設トイレの設置などを考慮します。</p> ・ボランティア活動スペースの設置 <p>庁舎内の市民交流スペースや窓口部門の待合スペースは避難者の受け入れが可能で、ボランティアによる支援活動が期待されます。ただし、災害対策本部機能に支障がないようエリアを明確に区分し、動線が錯綜（さくそう）しない配慮をします。</p> ・円滑な活動通路の整備 <p>防災対策本部と他の防災関係機関との連携を緊密に行えるよう、一般動線とは別に災害活動時の駐車スペースと通路を確保します。</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・引込みの二重化・2ルート化 <p>電力が断絶しても支障がないよう、予備電力回線を確保します。</p> ・変電設備の不燃化 <p>オイルレスの変圧器、コンデンサ機器を採用します。</p> ・発電機の72時間以上の運転対応 <p>官庁施設の総合耐震計画基準「甲類」は72時間程度と記載があり、この基準に準じた設備とします。</p> ・直流電源設備の設置 <p>10分以上のバッテリー容量を確保した直流電源装置を設置し、瞬時停電等でも安定して受変電装置への電源供給や非常照明電源として利用できるようにします。</p> ・重要機器幹線の二重化 <p>災害対策本部、サーバー室等の重要室に係る機器への電源送り（幹線）を二重化し、万一、トラブルが発生しても別の幹線でバックアップできるようにします。</p> ・照明と必要電源の確保 <p>災害停電時に必要最小限の業務が継続できるように、照明と重要な情報機器に非常電源を確保します。</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・引込みの二重化・2ルート化 <p>通信の断絶や輻輳（※）しても通信手段を確保します。 ※輻輳（ふくそう）…1カ所に集中して混雜している状態のこと。</p> ・光ファイバー回線とメタル回線の引込み多重化 <p>高速、多回線が確保できる光ファイバー回線と電源が断絶しても活用できるメタル回線の多重化を図ります。</p> ・多通信事業者引込み対応 <p>万一に備えNTT以外の通信事業者も補完します。</p> ・重要機器電源の二重化 <p>非常電源として発電機回路とバッテリー回路の二重化を図ります。</p> ・無停電電源装置の設置 <p>瞬時停電でも電源確保が必要なサーバー等に支障がないよう設置します。</p> ・電話・放送・TVなど情報伝達機能の確保 <p>災害時の情報収集や伝達手段を確保します。</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・飲料用水・雑用水の確保 <p>緊急対応職員及び支援者が活動するための最低限の水源を確保します。</p> ・上水・井水・雨水、水源の多様化によるバックアップ <p>水源を多様化して、緊急時の水源の安定性向上を図ります。</p> ・受水槽の緊急遮断弁設置 <p>飲料水の水源確保として受水槽を設けます。地震時による受水槽以降の配管が破損した場合に、受水槽の水が抜けないように遮断します。</p> ・排水バックアップ水槽 <p>下水道が途絶える場合を考慮し、地震時にもトイレが使えるよう建物内で排水する槽を確保します。</p> ・仮設トイレ用の汚物槽を設置 <p>仮設トイレを屋外に設置して避難者に利用できるようにします。</p> ・発電機電源で機能を確保 <p>停電時の機能確保するための給水ポンプや排水ポンプのほか、緊急時に稼働対応する必要のある設備電源を確保します。</p> ・重要室に新ガス消火設備の設置 <p>重要機器への水損を防止します。</p> ・多目的スペースに医療用酸素の供給を計画 <p>緊急時の被災者治療用に使用するため、医療用酸素と吸引装置を設けます。</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・熱源エネルギーの二元化 <p>緊急時に使用する重要諸室の空調機能を確保するため、空調熱源を稼働させるエネルギー源を複数確保します。熱源確保の目的だけでなく、経済性にも優れたシステム構成とします。</p> ・重要室の空調機の二重化 <p>電算、サーバー室といった通信機械室等の重要室の空調が停止しないように、空調機には非常電源の供給、予備機を設置します。</p> ・発電機電源で必要な空調・換気設備の機能確保 <p>重要室などの空調熱源や空調機・換気ファン類の稼働のための電源を確保します。</p> ・熱源エネルギーの72時間以上の備蓄 <p>空調利用に必要な備蓄熱源エネルギーを72時間以上確保します。</p>

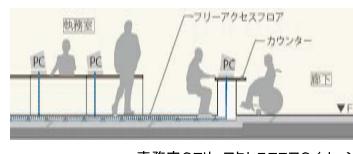
(4) 行政機能に関する視点

①執務機能

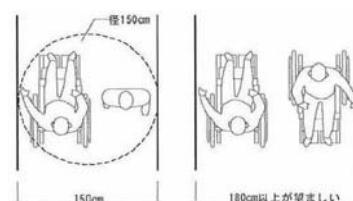
- ・事務室は、市民のニーズや組織の変化に柔軟に対応できる空間構成とします。
- ・フロア全体を有効活用できる平面構成とし、開放的で視認性のよい無柱空間のオープンフロアを基本とし、各課や職員間のコミュニケーションが図りやすい効率的な執務空間とします。
- ・職員が効率的に行政サービスが提供できるスペースを確保します。
- ・行政情報の第三者漏れを防ぐため、職員以外の立ち入りが制限できる執務環境を検討します。
- ・将来の行政需要の変化や機構改革にも柔軟に対応できるように、壁は可動又は移動可能な仕切（パーティション、ローブース、スライディングウォールなど）を備え、床はフリーアクセスフロアを基本とし、OA機器の自由なレイアウト変更に対応できる計画とします。
- ・執務室と通路との間の仕切りは、移動可能なローカウンターを基本とし、ゆとりある接客スペースを柔軟に確保します。
- ・小ゾーンで分割が可能な空調・換気、照明設備システムの導入に配慮します。
- ・執務空間の天井高は、2.7m以上、廊下の幅は、最低1.8m以上とします。（ただし、特定少数の者のみ使用する廊下は除く。）
- ・視認性や開放性に配慮しつつ、ローキャビネットや天井までの壁面収納を使い分け、効率的な収納スペースとします。



無柱のオープンフロア



事務室のフリーアクセスフロアのイメージ



廊下の幅



壁面部を収納スペースとした例

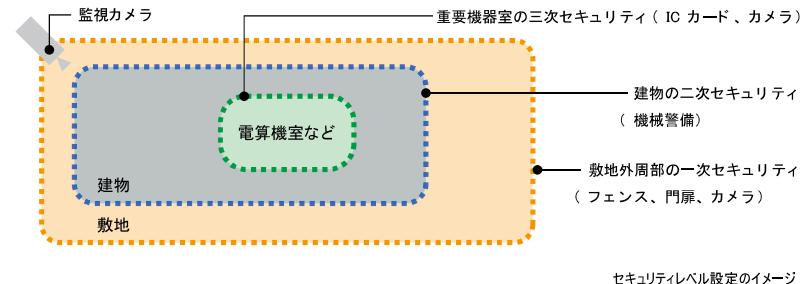


視認性と開放性を確保したローキャビネット

②ICT機能

業務環境の変化に柔軟に対応し、効率的な行政運営を可能とする機能の確保が大切です。また、進展する高度情報化社会の中、IT等を有効活用し、市民サービスの向上と行政事務の効率化を図るとともに、高度なセキュリティ機能の確保が求められます。

- ・インターネット、府内LAN※1、LGWAN※2等の活用のほか、さらなる情報化社会の進展に柔軟に対応していくために、必要な設備・機器を設置するスペースや、建築機能の確保が必要です。
- ・敷地外周部の一次セキュリティ、建物の二次セキュリティ、重要機器室の三次セキュリティにより、市民の情報、財産を万全に守る計画とします。
- ・電算室、通信機器室及び電話交換機室は、ICカードによる入退室管理システムの導入により情報資産の漏洩・損傷から保護します。
- ・外部の死角になりやすい部分には監視カメラを設置します。
- ・市民への情報発信機能として、誰もが手軽に必要な情報を得られる市民情報コーナーや、市民資料室などの設置についての検討が必要です。



セキュリティレベル設定のイメージ

※1 LAN (Local Area Networkの略)

同一敷地や建物内等の局限された範囲内におけるデータ通信網

※2 LGWAN (Local Government Wide Area Networkの略)

総合行政ネットワーク。地方公共団体の組織内ネットワーク（府内LAN）を相互に接続し、地方公共団体間のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用を図ることを目的とした、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク

(5) 議会に関する視点

③会議室・打合せスペース

- 会議室は、共用会議室や打合せスペースをバランスよく配置し、使用していないときや休日は市民や各種団体など他の利用のために提供することができるよう、セキュリティにも配慮した配置とします。
- 会議室間の壁をスライディングウォールとし、必要に応じて広さを変更できる会議室の設置を検討します。
- 大会議室には椅子や机を収納できるスペースを確保します。
- 情報保護の観点から、会議室間の音漏れに留意します。
- 執務空間ごとに手軽に利用できる打合せスペースを配置します。

④書庫・倉庫機能

- 書庫は、常用文書以外の全ての文書を保管できるスペースを設けます。
- 測量器具や作業道具等を保管する収納庫を、必要とするフロアに設置します。
- 各課への郵便物や連絡文書を整理し配布する文書コーナーを設置します。

⑤福利厚生機能

- 休憩室は男女別に設置し、一時的に体調を悪くした来庁者も利用できるように畳スペースを設けます。
- 窓口担当職員が食事に利用できる部屋を別に考慮します。
- 効率的に利用できる場所に更衣室を設けます。

①議場・委員会室及び諸室の構成

- 議会関係ゾーンは、行政・執務ゾーンからの一定の独立性を確保しながら、議会事務局及び市民利用スペース等を適切に配置します。
- 議場や委員会室については、明るく入りやすく傍聴しやすい空間を作ります。多目的利用を検討します。
- 市民が議会や委員会を傍聴しやすいように、車椅子等にも配慮した傍聴スペースを確保します。
- メディアによる議会中継を実施できる設備を検討する必要があります。
- 議員控室は会派に所属する議員数の変動に対応できるよう、移動が可能な間仕切りを検討します。
- 市民からの陳情や面会に利用する議会応接室を考慮します。
- 全議員及び理事者が一堂に会する会議室を設け、協議会以外にも多目的利用を考慮します。

②議場レイアウト

- 市民主体の自治を象徴する場にふさわしい空間構成とします。
- 議場は開放的で市民が傍聴しやすいつくりにするとともに、多目的な利用を検討します。
- 議場の多目的利用のため、床レベル構成、天井高について検討します。

	フロア方式	段床方式
断面	議場 傍聴席	議場 傍聴席
サイトタイプ	確保しやすい 仕上げにもよるが、オープンな雰囲気となる。	確保しやすい 仕上げにもよるが、從来型の議場。
デザイン	可動式の席であれば、議場以外の利用方法が可能	段床となつていて、議場以外の利用方法が難しい
多目的利用		

	1層利用	2層利用
断面	天井高 3.0m程度 議場 傍聴席	天井高 6.0m程度 議場 傍聴席
室内音響	室容積が少なく、明瞭度が確保しづらい	室容積が十分取れ、明瞭度が確保し易い

表1.床レベル構成の検討

表2.天井高の検討



フロア方式の議場



多目的利用の会議室

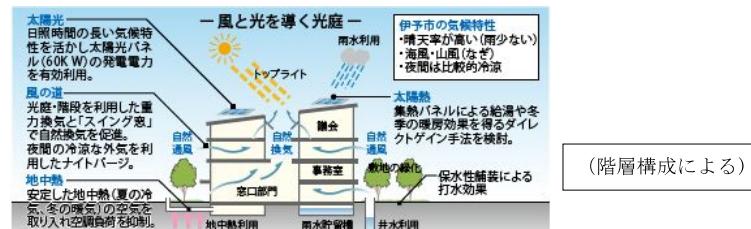
(6) 環境共生に関する視点

新庁舎の機能や活動を支える施設・設備については、省エネルギー、省資源化、長寿命化を重視した仕様や構造、設備システムを整備するなど、環境負荷の低減を図り、環境共生に配慮した庁舎であることが求められます。

①自然エネルギーの活用

- ・環境負荷低減を図り、「官庁施設の環境保全性に関する基準」に基づく「グリーン庁舎」を目指すとともに、快適な室内環境を実現します。
- ・環境配慮技術の一例を以下に示します。

- 敷地内の緑化や屋上・外壁の緑化。
- 敷地内舗装について、保水性又は透水性のある舗装材の使用。
- 自然採光を活用し、照明を自動制御できるシステムの採用。
- 自然通風により、空調エネルギー消費の抑制。
- 太陽光発電や太陽熱利用などの自然エネルギーの活用。
- 庁舎建物の向きや室の配置について考慮したライトシルフなどの日射遮蔽。
- 気密性・断熱性が高い壁素材の導入



ビル管理システムのことと指し、ビルの機器・設備等の運転管理によってエネルギー消費量の削減を図るためのシステム

②ライフサイクルコストの低減

・新庁舎の設計段階から建設段階、運用管理段階及び解体再利用段階にいたる建物の生涯費用の統計（ライフサイクルコスト）を低減するため、修繕工事が最小限となるように、建築・設備の更新や修繕が容易で、将来負担の軽減や維持管理コストを最小限に抑えた庁舎を目指します。（フリーアクセスフロアの採用、配管スペースや機械室に倉庫を隣接配置して設備改修に備えるなど。）

③渇水対策

水資源の有効利用を図ると共に、緊急時の水源確保として以下のシステムを導入検討します。

- ・雨水利用について、新庁舎の屋上面の降雨を集水し、粗ゴミ除去・沈砂・沈殿・貯留し、ろ過滅菌した後、便器洗浄水や緑地灌水等（雑用水）として利用します。
- ・井水利用について、近隣の井水脈状況（水質・汲上げ可能水量）を調査把握し、日常的な利用可能性を検討します。

(7) ユニバーサルデザインに関する視点

「改正ハートビル法」、「人にやさしいまちづくり条例（愛媛県）」を遵守し、年齢・性別・国籍などにかかわらず誰もが利用しやすい庁舎を目指します。

①移動空間

- ・敷地出入口・通路・駐車場、建物出入口、廊下、階段等においては、だれもが安全で歩きやすいよう、通路幅、手すり、段差、誘導器具の配置等に配慮します。
- ・エレベーターは、全ての人にとって使いやすく安全を考慮し、配置・大きさ、点字表示や音声等の案内情報などの設備に配慮します。

②行為空間

- ・総合窓口・各課窓口のカウンターは、多目的に対応できるローカウンターの設置に配慮されていること。また、コミュニケーションの支援策の工夫がなされ、誰もが円滑なコミュニケーションを図ることができるよう配慮します。
- ・多機能トイレや乳幼児を連れた人が安心して授乳できる授乳室の設置に配慮します。



多機能トイレ

③情報

- ・施設全体として、サインシステムや色彩計画等に配慮し、誰もがスピーディに目的地へ行くことができるわかりやすい誘導計画とします。
- ・建築空間と調和し、デザインや仕様等に統一感があり、視認性に優れたものとします。
- ・総合案内板、案内表示、点字サイン、誘導表示、外国人に配慮した多言語表示等をわかりやすい場所に設置します。



わかりやすい窓口案内板

④環境

- ・光環境について、執務等の室用途に必要な照度を確保しつつ、グレア※2や不均齊のない照明計画を行います。また、自然光を極力取り入れながら照明電力の省エネルギー対策を行ないます。
- ・音環境について、執務等の室用途に適正な音環境を確保するため、外部からの騒音に対して窓サッシュやドアの必要な遮音性能を確保し、室内の空調機や換気ファンなどの不快音に対して消音対策を施し、快適な執務等空間を確保します。
- ・熱環境について、省エネルギーの観点からクールビズ・ウォームビズの導入を前提として、快適性・効率性を確保するため適正な湿度コントロール（導入外気処理として夏期の除湿、冬期の加湿）にも配慮した空調計画とします。また、窓の大きさや方位、並びに人体発熱や電子機器類からの機器発熱に応じて冷暖房を選択できる冷暖フリーシステムを採用します。

※2 グレア

不快感や物の見えづらさを生じさせるような「まぶしさ」のことをいいます。

(8) セキュリティに関する視点

①防犯機能

- ・空間や動線計画上、庁舎・執務空間などへの不審者の侵入防止、事故の未然防止や事故被害の低減などに配慮した安全な施設とします。また死角のない空間や周辺への明るさの提供などに配慮し、地域の防犯性を高める配慮を行います。
- ・閉庁時の市民利用が可能となるよう執務空間のセキュリティに十分配慮します。

②情報管理機能

- ・執務空間は、機密情報やプライバシーが保護されるよう業務ごとに情報のセキュリティを分析し、市民・職員のアクセスレベルを検討した上で、フロア構成、配置を決定します。また、特に高いセキュリティが求められる室や範囲については、ICカード等による出入の管理を行います。

(9) その他必要とみられる機能の提案

①ランドマークとしての庁舎

庁舎は、市行政の中核機能を有し地域の核となるものであることから、周辺の市街地形成や都市整備と一緒になったまちづくりに寄与するとともに、まちづくりの拠点としてふさわしい庁舎であることが求められます。

- ・新庁舎は伊予市のランドマークとして、市を象徴する施設であるとともに、地域の特性や周辺の景観との一体化などに配慮する必要があります。
- ・新庁舎は、あらゆる人が集い、憩えるような場とともに、賑わいを形成できる場を確保することが望まれます。特産品の販売などの地産地消※1の取組みや、イベント等の開催時に、一体的な活用が可能な広場等の設置について検討する必要があります。
- ・新庁舎周辺は、既成市街地の中心に位置し、都市機能が集積しています。また、JR及び伊予鉄道の駅も近く、周辺エリアには、保育所、商業施設、JA、学校などの施設が点在しています。地域の核を形成すべく、新庁舎が施設連携の拠点として機能していく必要があります。

※1 地産地消

「地元生産・地元消費」の略。地元で生産されたものを地元で消費すること。地元産品を見直し、地域の活性化を図る運動